



〈小説〉『所得課税第三部門にて。』

【第41話】「押印義務の見直し」

公開日：2021年1月20日（掲載号：No.405）  
カテゴリ：読み物、連載

筆者：ハッ尾 順一

〈小説〉

『所得課税第三部門にて。』

【第41話】

「押印義務の見直し」



公認会計士・税理士 ハッ尾 順一

「大丈夫かな・・・」

中尾統括官は眼鏡を外して、怪訝そうに、机上に開かれた、分厚い「令和3年度税制改正大綱」の冊子を見つめている。

「何がですか？」

浅田調査官は、中尾統括官の持っている冊子を覗きながら、尋ねる。

「これだよ・・・」

中尾統括官は、大綱95頁の「納税環境整備」に書かれている「税務関係書類における押印義務の見直し」の項目を指す。

提出者等の押印をしなければならないこととされている税務関係書類について、次に掲げる税務関係書類を除き、押印を要しないこととするほか、所用の措置を講ずる。

- (1) 担保提供関係書類及び物納手続関係書類のうち、実印の押印及び印鑑証明書の添付を求めている書類
- (2) 相続税及び贈与税の特例における添付書類のうち財産の分割の協議に関する書類

「ということは・・・納税者から提出される確定申告書には、押印の必要がなくなる・・・ということですね・・・」

浅田調査官は、中尾統括官から冊子を受け取り、大綱の内容を確認する。

「そうなるな・・・私なんか・・・納税者が確定申告書に押印するのは・・・当然のことだと考えていたから・・・」

中尾統括官は、机の上にある「税務六法」を手に取り、国税通則法124条のページをめくる。

「ええっと・・・国税通則法124条では・・・国税に関する法律に基づき税務署長その他の行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を『税務書類』といい、同条2項で、『税務書類』については、押印しなければならないと規定している。」

そう言うと、中尾統括官は、国税通則法124条2項を読み上げる。

税務書類には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者が押印しなければならない。

- 一 当該税務書類を提出する者が法人である場合 当該法人の代表者
- 二 納税管理人又は代理人によって当該税務書類を提出する場合 当該納税管理人又は代理人
- 三 不服申立人が総代を通じて当該税務書類を提出する場合 当該総代
- 四 前三号に掲げる場合以外の場合 当該税務書類を提出する者

「・・・納税者が税務書類に記名、押印をするということは、その書類が真正に作成されたことを示す上で当然に要求されることであって・・・法律云々以前に、社会常識だと思うのだが・・・」

中尾統括官は、不満そうにつぶやく。

「ただ・・・電子申告では、押印は必要とされていませんよね・・・」

浅田調査官は、中尾統括官の様子を伺いながら話す。

「もっとも電子申告の場合、本人認証のために、利用者識別番号と暗証番号が必要になります。そして・・・これの方が押印よりも信憑性は高い・・・」  
浅田調査官は、付け加える。

「・・・確かに、確定申告書の押印は三文判でもかまわないから・・・その書類が本人によって作成された真性なものかどうか・・・わからないが・・・」  
中尾統括官は、苦笑する。

「ところで、今回の改正のきっかけだと思うのですが、規制改革推進会が、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、また、デジタル時代を見据えたデジタルガバメントの実現のために、『行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）』（令和2年5月22日）を『各府省規制改革担当』に提出していて・・・その中で・・・押印が求められている趣旨とそれに対するコメントが次のように記載されています。」  
浅田調査官は、自席のパソコンで資料を検索している。

- ① 本人確認（文書作成者の真正性担保）。この場合、本人確認のための手法は他にも多数ある上、特に実印による押印でない場合には本人確認としての効果は大きくないことに留意する必要。
- ② 文書作成の真意の確認。この場合、本人確認がなされれば通常の場合には不要であると考えられることに留意する必要。
- ③ 文書内容の真正性担保（証拠としての担保価値）。この場合、実印でない押印の意味は必ずしも大きいと言えないこと、文書の証拠価値は押印のみによって評価されるわけではなく手続全体として評価されることに留意する必要。

（下線：筆者）

「・・・そうすると・・・押印すること自体、あまり意味がない・・・ということか・・・」  
中尾統括官は、浅田調査官の説明を聞きながら、ため息をつく。

「さらに規制改革推進会は、緊急対応として、押印を求めている根拠条文等に応じて、次の対応を行うことを求めています。」  
浅田調査官は、パソコンに表示された資料を読み上げる。

- ① 通達やガイドラインで押印を求めているもの  
→押印を求めない。
- ② 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面  
→押印がなくても書面を受け付ける。
- ③ 省令・告示に規定する様式に押印欄がある書面のうち、押印を求める積極的意味合いが大きいもの  
→④に準じる。
- ④ 法令の条文で押印を求めることが規定されている書面

→可能な限り、押印がなくても書面を受け付ける。

「要するに・・・根拠条文等のレベルによって、その対応のニュアンスが異なる・・・ということですね。」

浅田調査官がコメントする。

「ところで、この押印原則不要の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用することとされているが、大綱の（注3）には、「改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととする」と明記している。」

中尾統括官は、不満そうに言う。

「そして、この閣議決定された大綱を受けて、国税庁はホームページで、「全国の税務署窓口においては、本件見直しの対象となる税務関係書類について押印がなくとも改めて求めないこととします」・・・と告知しているのだが、そもそも令和3年度税制改正の改正法がまだ成立していない段階で、国税庁が国税通則法に定められた取扱いの変更をすることができるのか、租税法律主義の観点からは、はなはだ疑問だと思うな・・・」

中尾統括官は、あらためて大綱の冊子を見つめながら、つぶやく。

(つづく)

この物語はフィクションであり、登場する人物や団体等は、実在のものとは一切関係ありません。

「〈小説〉『所得課税第三部門にて。』」は、不定期の掲載となります。

## 連載目次

### 〈小説〉『所得課税第三部門にて。』

- ・ 【第1話】 所得税法56条と租税回避
- ・ 【第2話】 ビットコインと雑所得
- ・ 【第3話】 措置法26条と概算経費
- ・ 【第4話】 所得控除の見直し
- ・ 【第5話】 重加算税の適用
- ・ 【第6話】 発信主義と到達主義
- ・ 【第7話】 所得税法121条1項の趣旨
- ・ 【第8話】 株主優待乗車証と雑所得
- ・ 【第9話】 年金受給権と一時所得
- ・ 【第10話】 人生100年時代と賦課方式
- ・ 【第11話】 サラリーマンと特定支出控除
- ・ 【第12話】 土地・建物の一括譲渡の価額区分